

令和4年8月31日

三原市契約課

解体工事に係る監理技術者資格者証の取り扱いについて

解体工事において監理技術者として配置する技術者については、監理技術者資格者証を有する必要があります。（監理技術者資格者証の解体工事について「1」と記載がある必要があります。）

ただし、入札公告の技術者の要件に「監理技術者（監理技術者資格者証を有する者）」と明記していない場合、次の全ての項目に該当する者に限り、監理技術者資格者証の解体工事について「0」と記載されている者も、監理技術者の資格を有する者とみなします。

- 平成27年度までに1級土木施工管理技士若しくは1級建築施工管理技士の資格を取得した者又は技術士（建設または総合技術監理「建設」）の資格を有する者。
- 登録解体工事講習を受講している者。
- 他の工種で監理技術者資格者証を有し、上記2項目に該当した後、監理技術者資格者証の更新申請の時期が到来していない者。

監理技術者資格者証の更新申請にあたって、解体工事の監理技術者として配置する予定がある者については、必ず解体工事の追加申請を行ってください。

問い合わせ先：三原市財務部契約課
電話番号：0848-67-6093